

平成24年9月3日

復興特別所得税に関するお知らせ

平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、平成25年1月1日より平成49年12月31日までの25年間、預金・公共債の利子や投資信託の分配金・譲渡益等に対してかかる所得税額に2.1%の復興特別所得税が付加されることとなりましたのでお知らせいたします。

詳しくは、一般社団法人全国銀行協会の「復興特別所得税に関するお知らせ」をご覧ください。

[「復興特別所得税に関するお知らせ」\(PDF\)](#)

以上

本件についてのお問い合わせ先

SBJ銀行本店: 〒105-6009 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

電話: 03-6402-0281

担当: 事務支援部 中村・内田